



各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都中央区日本橋三丁目 1番8号 スターツプロシード投資法人 代表者名 執行役員 平出 和也 (コード番号:8979)

資産運用会社名

スターツアセットマネジメント株式会社 代表者名 代表取締役 平出 和也 問合せ先 管理部長 浜口 英樹 TEL. 03-6202-0856

(訂正)「2020年4月期 決算短信(REIT)」の一部訂正に関するお知らせ

スターツプロシード投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が2020年6月18日付で発表しました「2020年4月期 決算短信(REIT)」の記載内容の一部に誤りがありましたので、お知らせします。なお、訂正箇所は下線にて表示しています。

記

【訂正箇所及び内容】

(1)14ページ「2. 財務諸表(4)金銭の分配に係る計算書」の一部

〈訂正前〉

〈計止則〉				
期別	前期	当期		
項目	(自 2019年 5月 1日	(自 2019年11月 1日		
英 日	至 2019年10月31日)	至 2020年 4月30日)		
I 当期未処分利益	1, 152, 707, 292円	1,683,923,202円		
Ⅱ 分配金の額	1, 152, 655, 134円	1, 283, 857, 843円		
(投資口1口当たり分配金の額)	(4,542円)	(5,059円)		
Ⅲ 任意積立金				
圧縮積立金繰入額	-	400, 000, 000円		
IV 次期繰越利益	52, 158円	65, 359円		
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第35条第1項に定	本投資法人の規約第35条第1項に定		
	める金銭の分配の方針に基づき、分配	める金銭の分配の方針に基づき、分配		
	金の額は利益の金額を限度としかつ租	金の額は利益の金額を限度としかつ租		
	税特別措置法第67条の15に規定されて	税特別措置法第67条の15に規定されて		
	いる「配当可能利益の額」の100分の	いる「配当可能利益の額」の100分の		
	90に相当する金額を超えるものとして	90に相当する金額を超えるものとして		
	います。かかる方針により、当期未処	います。かかる方針により、当期未処		
	分利益を超えない額で発行済投資口の	分利益から租税特別措置法第66条の2		
	総口数253,777口の整数倍の最大値と	に定められている圧縮積立金繰入限度		
	なる1,152,655,134円を利益分配金と	額の範囲内で、実際に繰り入れた		
	して分配することといたしました。な	400,000,000円を控除した残額である		
	お、本投資法人の規約第35条第4号に	1,283,857,843円を利益分配金として		
	定める利益を超えた金銭の分配は行い	分配することといたしました。なお、		
	ません。	本投資法人の規約第35条第4号に定め		
		る利益を超えた金銭の分配は行いませ		
		ん。		



〈訂正後〉

期別	前期	当期
	(自 2019年 5月 1日	(自 2019年11月 1日
項目	至 2019年10月31日)	至 2020年 4月30日)
I 当期未処分利益	1, 152, 707, 292円	1, 683, 923, 202円
Ⅱ 分配金の額	1, 152, 655, 134円	1, 283, 857, 843円
(投資口1口当たり分配金の額)	(4,542円)	(5,059円)
Ⅲ 任意積立金		
買換特例圧縮積立金繰入額	-	400, 000, 000円
IV 次期繰越利益	52, 158円	65, 359円
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第35条第1項に定	本投資法人の規約第35条第1項に定め
	める金銭の分配の方針に基づき、分配	る金銭の分配の方針に基づき、分配金の
	金の額は利益の金額を限度としかつ租	額は利益の金額を限度としかつ租税特別
	税特別措置法第67条の15に規定されて	措置法第67条の15に規定されている「配
	いる「配当可能利益の額」の100分の	当可能利益の額」の100分の90に相当す
	90に相当する金額を超えるものとして	る金額を超えるものとしています。かか
	います。かかる方針により、当期未処	る方針により、当期未処分利益から租税
	分利益を超えない額で発行済投資口の	特別措置法第66条の2に定められている
	総口数253,777口の整数倍の最大値と	買換特例圧縮積立金繰入限度額の範囲内
	なる1,152,655,134円を利益分配金と	で、実際に繰り入れた400,000,000円を
	して分配することといたしました。な	控除した残額である1,283,857,843円を
	お、本投資法人の規約第35条第4号に	利益分配金として分配することといたし
	定める利益を超えた金銭の分配は行い	ました。なお、本投資法人の規約第35条
	ません。	第4号に定める利益を超えた金銭の分配
		は行いません。

(2)21ページ「2.財務諸表(8)財務諸表に関する注記事項(税効果会計に関する注記) 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳」の一部

〈訂正前〉

(単位:%)

	前期	 当期
	(2019年10月31日)	(2020年4月30日)
法定実効税率	31. 51	31. 46
(調整)		
支払分配金の損金算入額	△ 31.46	△ 23.96
評価性引当額の増減	0.02	0.02
圧縮積立金繰入額	-	△ 7.46
その他	0. 10	0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0. 17	0. 12



〈訂正後〉

(単位:%)

	前期 (2019年10月31日)	当期 (2020年4月30日)
法定実効税率	31. 51	31.46
(調整)		
支払分配金の損金算入額	△ 31.46	△ 23.96
評価性引当額の増減	0.02	0.02
買換特例圧縮積立金繰入額	-	△ 7.46
その他	0. 10	0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0. 17	0.12

以上

※ 本投資法人のホームページアドレス: http://www.sp-inv.co.jp